

常勤役員の俸給月額に関する規程

平成15年10月 1日理事長決定

令和 5年 9月 29日最終改正

役員給与規程第4条の別に定める額は、次のとおりとする。

理事長 920,000円

理事 595,300円

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成15年11月1日）

改正後のこの規程は、平成15年11月1日から施行する。

附 則（平成17年12月1日）

改正後のこの規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

改正後のこの規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日から引き続き役員である者については、当該役員の任期が終了するまでの間は、改定前の額によるものとする。

附 則（平成21年12月1日）

改正後のこの規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年2月1日）

改正後のこの規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成24年1月16日）

改正後のこの規程は、平成24年1月16日から施行する。

附 則（平成24年3月1日）

改正後のこの規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成25年10月1日）

改正後のこの規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

改正後のこの規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日から引き続き役員である者については、当該役員の任期が終了するまでの間は、改定前の額によるものとする。

附 則（平成27年10月1日）

改正後のこの規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年10月1日）

改正後のこの規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日）

改正後のこの規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日）

改正後のこの規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年12月20日）

1 改正後のこの規程は、令和3年10月1日から施行する。

（給与の内払）

2 この規程を適用する場合においては、改正前の常勤役員の俸給月額に関する規程に基づいて支給された給与は、改正後の常勤役員の俸給月額に関する規程による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年9月29日）

改正後のこの規程は、令和5年10月1日から施行する。